

共同企業体の在り方について 新旧対照表

資料4-3

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第一 総括的考え方</p> <p>1 経緯と現状</p> <p>建設工事における共同企業体は、大規模かつ高難度の工事の安定的施工の確保、優良な中小・中堅建設企業の振興などを図る上で有効なものであるが、昭和26年に我が国に制度として導入されて以来、一部には行き過ぎと見られる活用も行われ、また、共同企業体の円滑な運営に支障が生じている等の弊害が指摘されたことから、昭和62年に「共同企業体の在り方について」（昭和62年中建審発第12号）が建議され、共同企業体運用準則に基づき共同企業体活用の在り方の適正化が行われてきたところである。</p> <p>また、平成13年には「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「適正化指針」という。）が閣議決定され、これに基づき、各省各庁の長等においては、共同企業体運用準則に従って共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用することとされた。</p> <p>一方、平成23年に一部変更された適正化指針では、近年、建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理や除雪、災害応急対策など、地域の維持管理に不可欠な事業を担ってきた地域の建設企業の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねないこと、また、地域の維持管理を将来にわたって持続的に行うため、入札及び契約の方式において、共同企業体の活用を含んだ扱い手確保に資する工夫を行う必要があることが<u>指摘され、これに対応するため、地域の維持管理に不可欠な事業の継続的な扱い手となる地域維持型建設共同企業体について定めた</u>ところである。</p>	<p>第一 総括的考え方</p> <p>1 経緯と現状</p> <p>建設工事における共同企業体は、大規模かつ高難度の工事の安定的施工の確保、優良な中小・中堅建設企業の振興などを図る上で有効なものであるが、昭和26年に我が国に制度として導入されて以来、一部には行き過ぎと見られる活用も行われ、また、共同企業体の円滑な運営に支障が生じている等の弊害が指摘されたことから、昭和62年に「共同企業体の在り方について」（昭和62年中建審発第12号）が建議され、共同企業体運用準則に基づき共同企業体活用の在り方の適正化が行われてきたところである。</p> <p>また、平成13年には「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「適正化指針」という。）が閣議決定され、これに基づき、各省各庁の長等においては、共同企業体運用準則に従って共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用することとされた。</p> <p>一方、平成23年に一部変更された適正化指針では、近年、建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理や除雪、災害応急対策など、地域の維持管理に不可欠な事業を担ってきた地域の建設企業の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねうこと、また、地域の維持管理を将来にわたって持続的に行うため、入札及び契約の方式において、共同企業体の活用を含んだ扱い手確保に資する工夫を行う必要があることが<u>指摘されている</u>ところである。</p> <p><u>このため、地域の維持管理に不可欠な事業の継続的な扱い手となる地域維持型建設共同企業体について適切に定め、これに対応するものとする。</u></p>

さらに、災害が激甚化・頻発化している中で、大規模災害の被災地において、平常時に比べて建設工事需要が突発的に著しく大きくなることにより、被災地域内の企業単体のみでは施工を十分に担うことができずに入札不調が多数発生するという課題が生じているところである。この課題に対応し、円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、被災地域における施工体制を確保するための対策を行う必要がある。

このため、大規模災害からの復旧・復興工事の担い手となる復旧・復興建設工事共同企業体について、東日本大震災の被災地における試行も踏まえ、適切に定めるものとする。

4 共同企業体の方式

共同企業体を活用する場合には、次的方式によるものとし、発注機関において、それぞれの方式を活用する必要性を勘案の上、各々の判断により活用するものとする。

①特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体

②経常建設共同企業体

中小・中堅建設企業が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体

③地域維持型建設共同企業体

地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保することによりその実施体制の安定確保を図る目的で結成する共同企業体

④復旧・復興建設工事共同企業体

大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の地元の建設企業の施工力を強化する目的で結成する共同企業体

4 共同企業体の方式

共同企業体を活用する場合には、次的方式によるものとし、発注機関において、それぞれの方式を活用する必要性を勘案の上、各々の判断により活用するものとする。

①特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体

②経常建設共同企業体

中小・中堅建設企業が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体

③地域維持型建設共同企業体

地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保することによりその実施体制の安定確保を図る目的で結成する共同企業体

第二 共同企業体運用準則

2. 一般準則

- (1) 共同企業体活用の目的に応じ、対象とすべき工事について、特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体及び復旧・復興建設工事共同企業体にあってはその基準を明確に定めるものとし、経常建設共同企業体にあっては技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。
- (2) 共同企業体は、活用の目的、対象工事に応じた適格企業のみにより結成するものとし、その構成員数、組合せ、資格、結成方法等を明示するものとする。
- (3) 共同施工を確保し、共同企業体の効果的活用を図るため、対象工事を適切に選定する。特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体及び復旧・復興建設工事共同企業体については、構成員は少数とし、格差の小さい組合せとともに、出資比率の最小限度基準を設けるものとする。

3. 個別準則

(4) 復旧・復興建設工事共同企業体

①性格

大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために結成される共同企業体とする（注－16）。

②対象工事の種類・規模

復旧・復興建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模は、大規模災害（注－17）からの復旧・復興工事とし、大規模な工事と技術的難度の高い工事（注－18）を含まないものとする。

③構成員

(イ) 数

2ないし3社とする。

第二 共同企業体運用準則

2. 一般準則

- (1) 共同企業体活用の目的に応じ、対象とすべき工事について、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企業体にあってはその基準を明確に定めるものとし、経常建設共同企業体にあっては技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。
- (2) 共同企業体は、活用の目的、対象工事に応じた適格企業のみにより結成するものとし、その構成員数、組合せ、資格、結成方法等を明示するものとする。
- (3) 共同施工を確保し、共同企業体の効果的活用を図るため、対象工事を適切に選定する。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体については、構成員は少数とし、格差の小さい組合せとともに、出資比率の最小限度基準を設けるものとする。

3. 個別準則

(新設)

(ロ) 組合せ

同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を少なくとも一社含むものとする（注－19）。

(ハ) 資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする（注－11）。

a) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること（注－12）。

b) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。

c) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めるものとする（注－13）。

(二) 結成方法

自主結成とする。

④登録

一の企業が登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする（注－20）。

登録時期等は単体企業の場合に準ずる（注－14）。

⑤出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする（注－6）。

⑥代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、地元の建設企業とすることを原則に構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

[共同企業体運用準則注解]

(注－14)

地域維持型建設共同企業体及び復旧・復興建設工事共同企業体の登録については、工事の公告後に結成される場合もあり得ることを踏まえ、定時の登録に加え、必要に応じ随時の登録も活用することとする。

(注－16)

復旧・復興建設工事共同企業体については、その性格を踏まえ、大規模災害からの復旧・復興工事が行われており、かつ、被災地域内の企業単体のみでは施工体制を確保できない状況にある期間において活用するものとする。

(注－17)

大規模災害とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第二条第一項の規定により激甚災害として指定された災害その他の特に激甚な災害をいうこととする。

(注－18)

大規模な工事と技術的難度の高い工事とは、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる工事及び特定建設工事共同企業体の対象工事に当たるものとし、発注機関において定めるものとする。

(注－19)

各企業の施工能力については、経営事項審査の点数、等級、工事実績等を参考に発注機関において判断するものとする。

被災地域の範囲については、被災の状況や技術者・技能者の不足の状況等を踏まえ、発注機関において定めるものとする。

[共同企業体運用準則注解]

(注－14)

地域維持型建設共同企業体の登録については、工事の公告後に結成される場合もあり得ることを踏まえ、定時の登録に加え、必要に応じ随時の登録も活用することとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(注－20)

一の企業が登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数については、被災の状況や技術者・技能者の不足の状況等を踏まえて発注機関の判断により本項の原則によらないこととする場合にあっても、円滑な共同施工を確保するため、最大でも三までとする。

(新設)